調査結果報告書

三田市行政監察員 弁護士 佐 藤 祥 徳 印

通報受理日	令和 5 年 5 月 22 日
通報の形態	・面 接 (時 分~ 時 分) ・郵 便 ・電子メール ①F A X
通 報 者	・匿名 所属部署
通報内容	三田市では業務において Logo チャットを使用しており、緊急時の対応等の目的から、職員個人のスマートフォンにそのアプリがインストールされている。そのため、勤務時間外(週休日、年休等)であっても、Logo チャットを用いて、業務上の対応(メッセージの確認や指示のための返信)をしなければならないことがある。かかる対応は時間外労働に該当すると思われるが、当該時間外労働の申請ができない状況にあり、違法状態にある。なお、当該時間外労働に関しては、既読から返信までのログが残っているため、その対応に要した時間数の把握は可能である。
調査経過	令和 5 年 5 月 22 日 公益目的通報書を FAX で受信 同年 5 月 23 日 公益目的通報受理報告書を提出 同年 5 月 30 日~同年 6 月 26 日 関係資料の収集、ヒアリングの実施
調査結果	1 事実認定 (1) Logo チャットについて Logo チャットは、国内初のクラウド型自治体専用ビジネスチャットツールである。三田市では、在宅勤務等の庁外で勤務する職員等との通信等に活用する目的で、令和2年6月から Logo チャットの全庁試行を実施し、令和3年4月からその本格的な運用を開始している。 職員は、業務用 PC 上はもちろん、専用アプリをダウンロードすることで個人のスマートフォンでも Logo チャットを利用することができる (以下「モバイルアプリ版 Logo チャット」という。)。なお、モバイルアプリ版 Logo チャットの利用は任意とされており、利用時の通信料も職員個人が負担することとされている。 モバイルアプリ版 Logo チャットについては、令和5年2月にアップデートされ、通知をしない曜日・時間帯を設定する機能(以下「本件非通知機能」という。)が実装された。また、同年5月には、Logo チャットを所管するデジタ

ル戦略課から、モバイルアプリ版 Logo チャットによる夜間や休日の連絡は原則 行わないよう求める通知(以下「本件全庁通知」という。)がなされた。

(2) 通報者のモバイルアプリ版 Logo チャットの利用状況

通報者は、災害発生等の緊急時における業務連絡に必要であるとの判断から、 自らのスマートフォンでもモバイルアプリ版 Logo チャットを利用している。

通報者の令和 5 年 5 月及び 6 月の出勤簿及び Logo チャットに記録されたメッセージの送受信時刻に照らせば、通報者は、モバイルアプリ版 Logo チャットを通じて、所属部署の上長及び同僚等から送信されてくる業務に関する問い合わせ等に対し、退勤後(勤務時間外)又は法定休日(週休日)もしくは有給休暇中であっても、必要な指示を与えたり、適宜回答したりする等の対応を行っていることが認められる。通報者の説明では、モバイルアプリ版 Logo チャットは利用する都度ログインしなければならないため、通知を確認し、ログインし、メッセージを返信するまでに平均して 5 分程度を要するとのことである。

なお、通報者は、モバイルアプリ版 Logo チャットを利用して時間外労働又は 休日労働に従事するようにといった明示的な指示を上長から受けているわけで はない。

(3) 通報者は、上記の勤務時間外又は休日もしくは休暇中の指示、回答等について、時間外労働及び休日労働の申請をしていない。

2 判断

(1) 前記のとおり、通報者は、令和5年5月から同年6月にかけて、モバイルアプリ版 Logo チャットを通じて繰り返し時間外労働及び休日労働に従事している事実が認められる。今回の調査では、当該期間に絞って、勤務時間外又は休日もしくは休暇を無作為に抽出して通報者の勤務実態を確認したにとどまり(サンプル調査)、当該期間、ひいては Logo チャット運用開始後現在までの時間外労働等の全容を正確に把握できてはいないものの、モバイルアプリ版 Logo チャットを通じた時間外労働等が反復継続して行われていることは十分推認できる。

上記時間外労働等は、上長による明示的な業務命令に基づくものでないとはいえ、上長、同僚等から送信されてくるメッセージには遅滞なく返信することが望ましいと思われるものも複数含まれており、かつ、本件非通知機能の実装や本件全庁通知の実施にもかかわらず、同じトークルームに参加している上長が勤務時間外、休日及び休暇中はLogoチャットでの業務連絡等を控えるよう指示した様子がうかがわれず、かえって上長が自ら通報者の勤務時間外に業務に関する問い合わせを行っていることに照らせば、その全てではないにせよ、一部には黙示的な業務命令があったと評価せざるを得ない。

そして、通報者の所属部署以外の部署でも、所管業務の性質・内容、Logo チャットの利用状況等によっては、通報者と同様に時間外労働等が生じている可能性は否定できない。

(2) 通報者の訴えによれば、上記時間外労働等の「申請ができない」状況にある

ということである。

確かに、モバイルアプリ版 Logo チャットを通じての時間外労働等は、比較的 短時間での労働が断続的に発生し得るという点で、労働時間の管理(時間外労働等の認定)が容易でないという側面があるものと思われ、通報者の上記指摘 もこの特性に由来するものと考えられる。

しかし、仮にそのような事情があるとしても、現実に時間外労働等が発生している場合には、職員の申請に基づいて時間外勤務手当等が支給されるべきことは当然であり、通報者に関してそれらが支給されていない事実に対しては労働法規が遵守されていないとの評価は免れない。

(3) 以上を踏まえ、貴市所管課においては、職員による Logo チャットの利用状況 の把握に努めるとともに、通報者に代表されるような、時間外労働等に従事しているにもかかわらず手当が支払われていない事例が確認された場合は、速やかにこれを是正することが望まれる。

また、Logo チャットの運用に関しても、職員の所属部署によっては本件全庁 通知の目的が十分に達せられていない可能性もあることから、必要に応じてさらなる対応を検討されたい。

添付資料の内訳 三田市公益目的通報者保護条例第11条第2項に基づき、資料の添付を保留する。 違法行為等の事実を証する資料(通報者の出勤簿等)を添付した場合、通報者の匿 備 考 名性を確保することが困難であると思料されるため、当該資料の添付を保留することにつき「相当な理由」があると認める。

- ※ 実名は、本人が特に報告の希望を明示したときにのみ記入する。
- ※ 書ききれないときは、別紙による。